

労働者確保に要する間接費の設計変更に係る試行要綱

令和2年 2月14日

整 — 2128

（目 的）

第1条 この要綱は、秋田県農林水産部所管の農業農村整備事業において、各種工事の増加に伴って労働市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる経費について設計変更により対応可能とするものである。

（定 義）

第2条 この要綱において「共通仮設費」とは、「農業農村整備工事標準積算基準書（一般土木）」（秋田県農林水産部）（以下「積算基準」という。）に示される共通仮設費の率分をいう。

2 この要綱において「現場管理費」とは、積算基準に示される現場管理費をいう。

3 この要綱において「間接費」とは、第一項及び第二項で定める経費をいう。

4 この要綱において「労働者」とは、直接肉体的あるいは技能的労働に伴って工事施工に従事する者で、普通作業員、土木一般世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、交通誘導警備員等をいう。

5 この要綱において「社員等従業員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 元請負者若しくは下請負者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を補助する技術員等）。

二 特定の業務あるいは臨時の業務に従事させるため、現業員、技能員、補助員等の名称で期間を定めて雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）。

6 この要綱において「所定労働時間を超える作業」とは、当該工事の特記仕様書において所定労働時間を超える作業であると明記したもの、又は協議において所定労働時間外の作業を行うこととなったものをいう。

（対象工事）

第3条 本要綱の対象工事は、次の各号のすべてに該当する工事とする。

一 格付工種を「一般土木工事」とする工事

二 積算基準に記載されている工種区分を適用している工事

三 秋田県農林水産部が所管する農業農村整備工事

2 前項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めた工事については、本要綱の対象工事とすることができる。

(設計変更の対象費)

第4条 設計変更の対象費は、次の各号に掲げる費用（以下「実績変更対象費」という。）とする。

- 一 共通仮設費のうち、営繕費
- 二 現場管理費のうち、労務管理費

2 前項第一号の営繕費及び第二号の労務管理費の率分に含まれる主な項目は、表1及び表2に掲げるとおりとする。

表1 営繕費の率分に含まれる主な項目

構 成 費 目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営 繕 費)	借上費	・ 建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）

表2 労務管理費の率分に含まれる主な項目

構 成 費 目		率分に含まれる主な項目
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	・ 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・ 支給した交通費 ①労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ②会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ③遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(実績変更対象費)

第5条 実績変更対象費の対象は「労働者」に関する費用とし、「社員等従業員」は対象外とする。

- 2 借上費について、賃貸借契約に係る契約書、借り上げに要した領収書については、原本提示のうえ写しを提出するものとする。なお、賃貸借契約に記載されている礼金、その他費用等を含めることができるものとする。
- 3 宿泊費については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 1泊当たりの宿泊費は、食事代を除いた額とする。
 - (2) 領収書は、宿泊した労働者ごとに原本提示のうえ写しを提出するものとする。
 - (3) 宿泊費（1泊当たり）の上限額は、別表1に示す金額とする。
- 4 労働者輸送費については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費用を対象とする。
- (2) 申請できる費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料費等とする。
- (3) 領収書は、原本提示のうえ写しを提出するものとする。
- (4) 領収書以外で、会社が運転手に支給した金額が把握できる調書（受領書等）については、その写しを提出するものとする。

なお、ここでいう「支給した金額が把握できる調書（受領書等）」とは、労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料、又は賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書又は振込領収書（いずれも個別内訳を含む）とする（以下同じ）。

- 5 赴任手当、帰省旅費については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会社が労働者に支給した金額が把握できる調書（受領書等）については、写しを提出するものとする。
 - (2) 労働者の所在地が分かる資料（免許証、社員証の写し）も提出するものとする。
- 6 早出、残業時の食事費及び食事補助費に関しては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 早出、残業時の食事費及び食事補助費については、所定労働時間を超える作業を行う場合において適用するものとする。
 - (2) 食料費及び食事補助費に要した領収書については、原本提示のうえ写しを提出するものとする。
 - (3) 会社が労働者に支給した金額が把握できる調書（受領書等）については、写しを提出するものとする。
- 7 通勤等に要する費用については、次の各号に掲げる手当のみを対象とし、会社が労働者に支給した金額が把握できる調書（受領書等）の写しを提出するものとする。
 - 一 会社から現場あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
 - 二 遠隔地での工事で、労働者個人が立替え払いした旅費の支弁に当たる手当

（特記仕様書）

第6条 特記仕様書には別紙1を参考に、本要綱の対象工事であることを明示するものとする。

（変更協議）

第7条 発注者は、受注者から間接費に係る変更協議があった場合は、工事打合せ簿（別紙2）により共通仮設費及び現場管理費に対する「実績変更対象費」の割合を受注者に通知するものとする。

なお、各費目に対する「実績変更対象費」の割合は、別表2のとおりとする。

- 2 受注者は、前項により発注者から示された割合を参考にして、次の各号のすべてを発注者に提出し、設計変更の内容について協議する。なお、提出期限については、あらかじめ協議の上決定しておくものとする。
 - 一 労働者確保に係る実績報告書（様式1）

- 二 実績変更対象費として実際に支払ったすべての証明書類（領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明できる金額計算書など）
- 3 受注者の責めによる工事の遅れなど、受注者の責めに期すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（設計変更）

第8条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、次の手順により共通仮設費の加算額を求めるものとする。

- （1）積算基準に基づく共通仮設費に「実績変更対象費の割合」（別表2）を乗じて算出する（実績変更対象費①）。
- （2）受注者から提出された「労働者確保に係る実績報告書」のうち、営繕費に係る費用を算出する（支出実績額①）
- （3）「実績変更対象費1」と「支出実績額1」を比較し、後者が大きい場合はその差額を共通仮設費の加算額として積上げするものとする。

$$\text{共通仮設費（積上げ分）} = \text{支出実績額①} - \text{実績変更対象費①}$$

2 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、次の手順により現場管理費の加算額を求めるものとする。

- （1）積算基準に基づく現場管理費に「実績変更対象費の割合」（別表2）を乗じて算出する（実績変更対象費（割合分）②）。
- （2）受注者から提出された「労働者確保に係る実績報告書」のうち、労務管理費に係る費用を算出する（支出実績額②）
- （3）「実績変更対象費2」と「支出実績額②」を比較し、後者が大きい場合はその差額を現場管理費の加算額として積上げするものとする。

$$\text{現場管理費（積上げ分）} = \text{支出実績額②} - \text{実績変更対象費②}$$

3 共通仮設費及び現場管理費の加算額は、図1の価格の基本構成に掲げるとおり各費目の積上げ分に計上する。

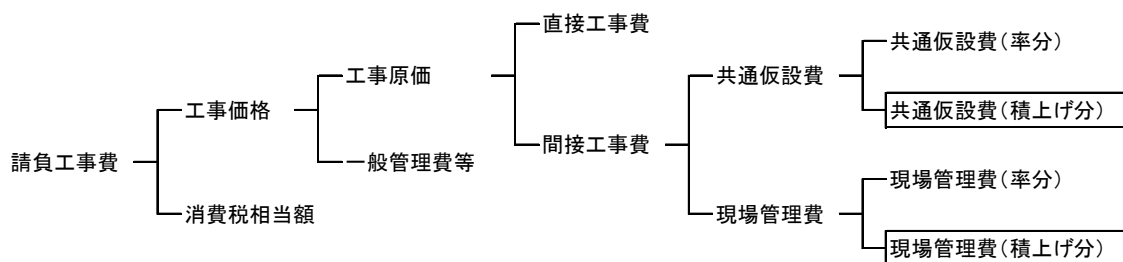


図1 価格の基本構成

- 4 共通仮設費及び現場管理費の加算額は、千円未満を四捨五入し、千円単位とする。
- 5 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

（虚偽の申告）

第9条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項について別途定めるものとする。

附 則 （令和2年2月14日整－2128）

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則 （令和2年9月9日整－1000 一部改定）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 （令和3年9月21日整－1102 一部改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 （令和4年9月14日整－1233 一部改正）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表１ 宿泊費（１泊当たり）の上限額

7, 900円（税抜）

別表２ 実績変更対象費の割合

工種区分 \ 費 目	共通仮設費に占める実績変更 対象費の割合 (借上費, 宿泊費, 労務者送迎 費)	現場管理費に占める実績変更 対象費の割合 (募集・解散費用, 賃金以外の 食事・通勤に要する費用)
ほ場整備工事	6. 07%	1. 38%
農用地造成工事	4. 49%	2. 04%
舗装工事	11. 25%	1. 31%
道路改良工事	12. 82%	1. 58%
水路トンネル工事	8. 70%	1. 99%
水路工事	8. 19%	1. 44%
排水路工事	9. 37%	2. 04%
河川工事	9. 19%	1. 28%
管水路工事	8. 27%	1. 65%
管更生工事	18. 33%	2. 08%
畑かん施設工事	7. 35%	0. 84%
海岸工事	12. 63%	1. 21%
コンクリート補修工事	6. 98%	2. 55%
ため池工事	4. 10%	0. 93%
その他土木工事（１）	11. 53%	1. 79%
その他土木工事（２）	9. 40%	2. 62%
フィルダム工事	8. 93%	2. 96%
コンクリートダム工事	12. 67%	2. 43%